

公益財団法人大阪観光局

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第42条の規定に基づき、公益財団法人大阪観光局（以下「この法人」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに賛助会費に関し必要な事項を定め、賛助会員の地位の安定を図るとともにこれに伴う会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体とする。

(入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする個人又は団体は、この法人所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 入会の可否は、理事長が決定する。

(理事会への報告)

第4条 理事長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

(賛助会費)

第5条 賛助会員の年会費は、次の区分による。

(1) 個人の賛助会員 1口 1万円を最低口数とする。

(2) 団体の賛助会員 1口 1万円5口を最低口数とする。ただし、この法人の目的に鑑み理事長が特に認めた団体の場合は、この限りではない。

2 賛助会員は、希望する口数の年会費を、この法人所定の方法により納入しなければならない。

3 新規に賛助会員（以下「新規会員」という）となった場合で、4月から9月にまでに入会した場合の賛助会費は年額とし、10月から翌年3月までに入会したときの賛助会費は年額の半額とする。

4 新規会員を除く賛助会員は、第1項に定める賛助会費を毎年6月末までにこの法人に納付しなければならない。ただし、新規会員は、前項に定める賛助会費を入会后速やかに納付しなければならない。

(会費等の使途)

第6条 前条の賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業費に使用する。

(会員資格の喪失)

第7条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受け、若しくは賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。
- (4) 正当な理由がなく1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(除名)

第8条 賛助会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

2 賛助会員を除名にするときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第9条 賛助会員は、退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、賛助会員が納入した会費については、これを返還しない。

(会員の特典)

第10条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が刊行する会報の配布を無料で受けること。
- (2) この法人が主催・共催する研修会、セミナー等に、招待もしくは優待料金で参加すること。
- (3) その他この法人が必要と認めたこと。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人大阪観光コンベンション協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

(名称の変更及び条項の追加(会員資格の喪失))

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(会長から理事長への変更)

この規程は、平成27年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。